令和８年（フ）第１５０６号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目411番地　グリーンヒル櫛引205、旧住所埼玉県越谷市蒲生本町１番17号　グランブルー弐番館203
債務者　渡部久美子
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５０８号
さいたま市西区三橋６丁目556番地７　コーポサンプラムＣ－102
債務者　久保寺　勇
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３号
愛知県丹羽郡大口町奈良子一丁目305番地　ビレッジハウス大口２棟207号
債務者　宮城ヨシこと　ＭＩＹＡＳＨＩＲＯ　ＲＩＶＡＳ　ＡＬＥＸＡＮＤＥＲ　ＹＯＳＨＩ
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１００号
愛知県犬山市字東北野190番地１　11棟504
債務者　長村　　均
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１０１号
愛知県犬山市字東北野190番地１　11棟504
債務者　長村　典子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１７４号
愛知県一宮市伝法寺５丁目12番地１　プリンス伝法寺103号
債務者　池田　理江
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１７８号
愛知県一宮市西五城字須賀前９番地１　Ｃ号
債務者　武鹿　健一
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１８１号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江高熊430番地　ＳＴＥＬＬＡ
債務者　成　　義行
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第８６号
長崎県諫早市若葉町495番地１　ユートピア若葉216号
債務者　溝口　孝輔
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第９０号
長崎県諫早市多良見町化屋1228番地５　諸岡アパートＥ棟101号
債務者　中村　千富
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第９１号
長崎県大村市原口町599番地　原口アパートＣ棟303号
債務者　小島　健也
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第９２号
長崎県大村市原口町599番地　原口アパートＣ棟303号
債務者　小島　幸代
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第９５号
長崎県大村市小路口町328－５　松竹アパート１棟　17号、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁1098番地１
債務者　鳥羽瀬美枝子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第９６号
長崎県大村市今津町1419番地16
債務者　谷　　紗雪
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第４５８号
札幌市豊平区平岸５条12丁目１番２－131号、申立時の住所札幌市豊平区平岸４条14丁目４番１－405号
債務者　多賀　尚子
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３２号
札幌市豊平区西岡２条８丁目２番20号
債務者　津田亜佑美
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部